

## 役員等の報酬等の額及び支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、定款第21条第1項の規定に則り、社会福祉法人宇和島市民共済会（以下「本法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び実費弁償の額と、その支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額等)

第2条 役員等の報酬は、その地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び監事の報酬の総額は毎会計年度、壹百万円以内とする。

3 理事及び監事の報酬の額は、別表1の通りとする。

4 役員等のうち、理事長は公務のため毎週2日出勤することを基本とし、1ヶ月以上継続することが通常の状態にあるものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会・監事会・評議員会の招集に応じて出席した時は、別表2の額を、また、公務のため旅行した時は、本法人旅費規程により支給する。

(支給方法)

第4条 報酬の締め切り日は毎月20日とし、支給日は25日に支給とする。ただし、支給日が休日に当たる場合は、これを繰り上げて支給する。

2 費用弁償はその都度支給する。

附 則 この基準は、平成29年 6月 20日から施行する。

別表1

職名	報酬額
理事長	月額50,000円

別表2

職名	弁償額
理事	5,000円/回
監事	
評議員	